

令和5年12月6日
唐津市立海青中学校

唐津市立海青中学校校則について

1. 基本的な考え方

- 海青中学校校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、生徒が遵守すべき規律として定める。また、学校が教育目標を実現していく過程において、生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、社会通念上合理的と認められる範囲において制定する。
- 「自分たちの決まりは、自分たちで作って、自分たちで守る。」という民主主義の基本を身に付けながら、自ら判断し行動できる生徒を育成することを目的として、校則とそれに基づく生徒指導に取り組むものである。

2. 校則の運用

校則に基づく指導を行うに当たっては、以下の事に留意しなければならない。

- 何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由について理解し、生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るよう指導していく。
- 校則の内容や必要性について生徒や保護者と共通理解を図るために、機会を捉え、生徒や保護者に周知する。その上で、校則に違反した場合には、生徒の個別の事情や状況を把握しながら、主体的・自律的に行動することができるようにするなど、教育的効果をもつものとなるよう配慮する。

3. 校則の見直し

(1) 見直しの目的

校則については、学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要がないか、社会通念上許容される範囲か等を常に考え、絶えず見直しを行う。

(2) 見直しの基本的な考え方

校則は、最終的には校長により適切に判断される事柄であるが、生徒や保護者等からの意見を聴取したり、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていく姿勢が求められる。

なお、校則見直しの際は、

- 人権尊重の精神に立ち、差別等がないこと。
 - 社会通念上合理的と認められる範囲となっていること。
- ということなどに留意して見直すことが重要である。

(3) 見直しの取組方法

- ア 生徒や保護者に意見聴取の機会を設け、校則見直しの要望を確認する。
- イ 学級活動等の時間を活用して協議する時間を設ける。
- ウ 生徒総会等で、学級協議の内容を基に話し合い、職員会議・校則検討委員会・PTA役員会等で審議することをまとめる。
- エ 校則検討委員会・PTA役員会等で検討・意見聴取を実施する。
- オ エでの検討内容等を職員会議で協議する。また、内容により再度ア～オを実施する場合もある。(必要であれば試行期間を設定する)
- カ オの職員会議での協議を経て、校長が最終決定する。
- キ 決定内容を生徒・保護者等に報告し、ホームページ等で周知する。
- ク 急を要する場合は、臨時で校則検討委員会等を開催するなどして対応する。

4. 参考・引用

- ・「生徒指導提要」
(文部科学省令和4年12月)(文部科学省平成22年3月)
- ・「校則の見直し等に関する取組事例について」
(文部科学省初等中等教育局児童生徒課令和3年6月8日付け事務連絡)
- ・「校則・生徒指導のあり方の見直しに関するガイドライン」
(熊本市教育委員会令和3年3月)
- ・「令和4年度における校則の見直しと今後の対応について」
(唐津市教育委員会令和5年3月7日付け通知)